

「減らそう犯罪の日」一斉パトロールの実施について

1 目 的

埼玉県防犯のまちづくり推進条例が定める「減らそう犯罪の日」（10月11日）に、県内全域で一斉パトロールを展開することにより、県民・事業者等が防犯活動に積極的に取り組んでいることを広くアピールする。

（参考）

（減らそう犯罪の日）

第六条 県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、減らそう犯罪の日を設ける。

2 減らそう犯罪の日は、十月十一日とする。

3 県は、減らそう犯罪の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

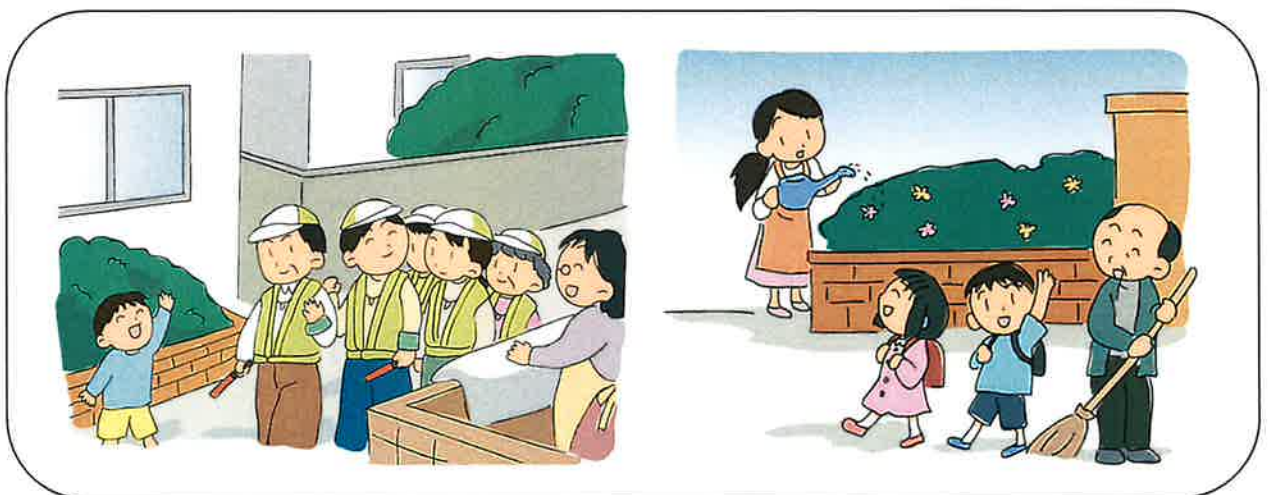
2 実施依頼日

令和5年10月11日（水）「減らそう犯罪の日」

3 実施内容

県 民：わがまち防犯隊による自主防犯パトロール

事業者：事業活動を通じた自主防犯パトロール





防交第229-2号
令和5年9月1日

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定
締結事業者・団体の代表者様

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
大久保 忠弘（公印省略）

「減らそう犯罪の日」における防犯活動の実施について(依頼)

防犯のまちづくりの推進に関し、日頃から格別の御理解、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、埼玉県防犯のまちづくり推進条例では、県民の防犯意識の向上と県民参加による取組により犯罪の減少を図るため、10月11日を「減らそう犯罪の日」と定めており、例年、自主防犯活動団体等による県下一斉パトロールを実施しております。

本年も本年10月11日（水）に県内一斉パトロールを実施します。

つきましては、貴事業者・団体の構成員の皆様に対し、この日が「減らそう犯罪の日」であることを周知いただくとともに、当日の一斉パトロールの実施に御協力くださるようお願いいたします。

担当：防犯・犯罪被害者支援担当 弘田、石塚、小西
電話：048-830-2940
FAX：048-830-4757
E-mail：a2950-08@pref.saitama.lg.jp